

令和8年度湖南省人財活躍支援業務委託
仕様書

令和8年5月

湖南省

1. 業務概要

(1) 業務名

令和8年度湖南省人財活躍支援業務委託

(2) はじめに

市では、令和8年度より、第三次湖南省総合計画において、まちの将来像「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろう 笑顔つなぐ・つながる湖南」の実現に向けた取組を推進している。とりわけ、「湖南省版小規模多機能自治の推進」は重要な政策・施策に位置付けられており、「多様な市民が参画する仕組みづくり」の中で、「人財登録制度の運用」を通して、若者や外国人市民、企業などの活躍の場を広げ、持続可能な地域社会を市民自らつくり上げるまちづくりを進める」としている。また、第三期湖南省総合戦略の政策パッケージ「ふるさとづくりの促進」にも位置付けられており、本業務は「地域コミュニティの活性化」や「中間支援組織の検討」、「幅広い層の市民参画の促進」等と一体的に取り組むべき重要な事業である。

(3) 目的

本業務は、地域課題（産業・福祉・防災等）の解決に向け、市民・団体・事業者が連携・協働する人財プラットフォームの創設・運用を支援するものである。また、地域アクターの発掘および中間支援コーディネーターの支援、若者人財育成モデル事業等を通じて、人財活躍をテーマに多様な主体によるまちづくり活動の仕組み化・定着化を図る。

(4) 業務期間【令和8年度】

契約日から令和9年3月19日（金）まで

2. 前提事項

(1) 本質的な目的の共有

本業務は、小規模多機能自治の母体となる地域まちづくり協議会をはじめ、多様な人財活躍によりさまざまな地域課題を解決し地域活性化を図るものであり、単なる事務代行ではなく、地域における自律的なプラットフォームの形成を目的とする。したがって、受託者には高い専門性、地域との対話力、および「行政および多様な主体の黒衣（くろこ）」として地域住民や地域まちづくり協議会、地域事業者、市民活動団体等の主体性を引き出す伴走支援の姿勢が強く求められる。

(2) 行政の中立性と公平性の担保

受託者は、地域アクター等との対話およびプラットフォームの運用において、特定の団体や個人に偏ることなく、常に中立的かつ公平な立場で業務を遂行しなければならない。

地域課題の解決に向けた調整においては、多様な意見を尊重し、公正なプロセスを重視すること。

(3) 行政との協働・報告体制

本業務は行政との密接な連携が不可欠である。受託者は行政を「発注者」としてだけでなく「パートナー」として認識し、課題や懸念事項を早期に共有するオープンな関係を構築すること。また、SDGs 未来都市推進事業をはじめ、これまで市が取り組んできた地方創生関連事業の成果を最大限に活用し、それらとのシナジー効果を常に念頭に置いた活動を行うこと。なお、本業務は、内閣府の地域未来交付金を活用して実施する特に重要な取組として位置づけられる。受託者は、本業務の実施にあたり、交付金の趣旨・要件・手続き等を十分に理解したうえで対応し、交付金に係る実績報告等に必要な資料作成、記録の整理、経費根拠の管理その他発注者が指示する事項に協力すること。

(4) 人財プラットフォーム（同心円的アプローチ）の設計

本業務における人財プラットフォームは、多様な主体（産・官・学・金・労・言・士等）が、それぞれの関心や力量に応じて広く参画できるよう設計すること。受託者は、この階層構造を踏まえ、サポーターが段階的にアクターへ成長・移行する等、先導的なプラットフォームの創出を目指すこと。

① 地域関心・参加層

地域活動やまちづくりに関心を持ち、イベント参加や各種取組への関与を通じて地域と柔軟かつ多様に関わる層。広範な来訪や短期参加を含む関係性が特徴で、主体的な参画への入口となる基盤層。

② 地域サポーター

地域アクターのプロジェクト運営に対して、スタッフや情報発信の協力等柔軟かつ継続的な関わりを行う層。地域活動の支援役として幅広く関与する層。

③ 地域アクター

地域課題の解決に向け、自律的にプロジェクトの主体者としてリーダー的役割を担う中核層。地域まちづくり協議会の一員として参画し、地域まちづくり協議会の事業としてプロジェクトを推進することが求められる。

④ 中間支援コーディネーター

地域アクター間の調整・合意形成や各種手続き、企画立案・運営管理を担当するリーダー層。多様な主体（産・官・学・金・労・言・士等）をつなぎ、地域資源を効果的に活用しながら、持続可能な地域づくりの基盤を支える役割を担う。

(5) 地域アクターの分散型配置と中間支援コーディネーターの育成戦略

本業務における地域アクターは、単一のリーダーが全ての地域課題を抱え込むのではな

く、中間支援コーディネーターを通して分野ごとの専門性や意欲を持つ「主要な地域アクター」を結びつけることで、一般的な市民同士の交流や単発的な参加のあっせんといったマッチングレベルを超え、若者人財育成モデル事業等の基幹事業へと昇華していくことを想定している。

①分野別キーマンの連携

多様な地域課題に対し、分野ごとのキーマンとなる地域アクター間で横断的な連携を促し、相互に補完・刺激し合う体制を構築すること。

②自走化を見据えたリーダーの輩出

受託者は、中間支援コーディネーターの力量を引き上げ、将来的には彼ら自身が「プロジェクトの企画・実施」から「収支モデルの運営」までをコーディネートできるよう伴走・育成すること。

(6) 想定スケジュール ※今回の契約は令和8年度の1年目まで。

①1年目【令和8年度】…基盤構築（仕組みをつくる段階）

- ・人財プラットフォームの試行
- ・マッチングの試行
- ・地域アクター・中間支援コーディネーターの発掘
- ・若者人財育成支援モデル事業の試行

②2年目【令和9年度】…中核形成（マネジメント人財を育てる段階）

- ・人財プラットフォームの実践
- ・マッチングの実践
- ・地域アクターの参画、中間支援コーディネーターの伴走支援
- ・若者人財育成支援モデル事業の実践

③3年目：【令和10年度】…自走化（行政の関与の最適化を実証する段階）

- ・人財プラットフォームの確立
- ・マッチングの確立
- ・中間支援コーディネーターの自走化

3. 業務内容【令和8年度】

(1) 人財プラットフォームの創設・運用支援

- ①人財登録制度の設計、登録フォーム作成
- ②人財プラットフォームへのアプローチおよび制度への参画促進
- ③人財プラットフォームの人財と市民のマッチング

(2) 地域アクターの発掘および中間支援コーディネーター候補者の支援

- ①地域アクターおよび候補者の選定

②運営スキームの明確化や自走化に向けた資金調達手法の整理

(3) 若者人財育成支援モデル事業の実施・検証

①こなんSDGsカレッジを活用したモデル事業の試行

②自走化に向けた事業計画の検証

4. 業務の詳細【令和8年度】

(1) 人財プラットフォームの創設・運用支援

①人財登録制度の設計、登録フォーム作成については、個人情報保護法および市の情報セキュリティポリシーを遵守し、登録者の属性やスキル、活動意欲を可視化できる仕様とすること。また、登録・更新・削除のフローを簡素化し、地域住民や地域まちづくり協議会、地域事業者、市民活動団体等が利用しやすい環境を構築すること。

②人財プラットフォームへのアプローチおよび制度への参画促進については、地域団体、学校、企業へのヒアリング等を通じ、潜在的な活動意欲を持つ人財のリストアップを行うこと。また、参画のメリット（活動機会の提供、ネットワーク構築等）を明確に提示し、能動的な参画を促す広報・勧誘活動を行うこと。

③人財プラットフォームの人財と市民のマッチングについては、双方にとって負担が少なく、分かりやすい仕組みやフローとすること。

<準備条件>

・人財プラットフォームの制度化（人財登録制度）に向けた仕様案の作成

制度要綱案、プレゼンテーション資料、運用ガイドライン、FAQ（よくある質問集）等の形で、制度の目的・仕組み・参加方法等を分かりやすくまとめること。

・制度化に向けた行動計画案の作成

人財プラットフォームの立ち上げから運用までのスケジュールを具体的に示し、各段階の目標と実施項目を明確にすること。

・マッチング実施に向けた事業計画案の作成

交流会や個別相談会等のイベントや、周知・啓発方法を含めた市民の参加促進施策等を具体的に提案すること。

※上記に定める事項の他、プロポーザルにおいて選定された企画提案の内容を反映させ、委託者と受託者の協議の上で決定するものとする。また、本仕様書に記載のない事項であっても、提案において有効と認められた項目については、双方協議の上で業務計画書にて補完し、実施するものとする。

(2) 地域アクターの発掘および中間支援コーディネーター候補者の支援

①中間支援コーディネーターの選定・採用については、コミュニティマネジメントや地域活動の経験の有する者等から選任すること。また、地域住民や地域まちづくり協議会、地域事業者、市民活動団体等と行政の利害を調整し、円滑な連携を導くためのハブ機能として、高いコミュニケーション能力と公平性を担保すること。

②運営スキームについては、持続可能性を踏まえた運営形態を整理するとともに、役割分担や業務範囲（窓口、マッチング、研修、広報等）を明確化すること。また、運営の自走化に向けて、コスト試算（人件費、広報費、研修費等）を行い、資金調達手法を整理すること。資金調達手法にあたっては、行政予算に依存せず、寄附金、協賛金、受益者負担等の組み合わせによる持続可能な収支計画を策定すること。

<準備条件>

- ・ **主要な地域アクターのリスト、地域アクターの候補者リスト案の作成**

地域課題解決に資する候補となる地域アクター（個人・団体）を特定し、一覧化すること。さらに、新規発掘も視野に入れた潜在候補者を含むリスト案を作成すること。

- ・ **中間支援コーディネーターの候補者リスト案の作成**

コーディネーター候補者をリストアップし、資質や経験等の情報を併せて整理すること。

- ・ **地域アクターおよびコーディネーター参画のメリットに関する計画案の作成**

参画促進のため、参加者に提供できるメリットや期待される成果をわかりやすく示した計画案を作成すること。

※上記に定める事項の他、プロポーザルにおいて選定された企画提案の内容を反映させ、委託者と受託者の協議の上で決定するものとする。また、本仕様書に記載のない事項であっても、提案において有効と認められた項目については、双方協議の上で業務計画書にて補完し、実施するものとする。

(3) 若者人財育成支援モデル事業の実施・検証

①こなんSDGsカレッジを活用したモデル事業の試行については、地域課題をテーマとしたワークショップやフィールドワークを企画・実施し、主要な地域アクターをつなぎ合わせることにより、カレッジ生と地域住民や地域まちづくり協議会、地域事業者、市民活動団体等が協働する機会を創出すること。

②自走化に向けた事業計画の検証について、企画設計、準備段階からこなんSDGsカレッジグローカリスト（カレッジ生および過年度のカレッジ修了生）と連携を図ること。また、地域まちづくりフォーラムの開催等を通して実施したモデル事業の成果と課題を分析し、参加者アンケート等を踏まえた改善案を提示すること。

<準備条件>

・地域アクターのプロジェクトを結びつけた事業プログラム案の作成

複数の地域アクター候補者の活動を結びつけ、ワークショップやフィールドワーク等のプログラム設計を具体化すること。

・交流会等企画案の作成

地域アクター、地域まちづくり協議会、こなんSDGsカレッジローカリスト、関心のある市民が一堂に会する交流会のプランを作成すること。

※上記に定める事項の他、プロポーザルにおいて選定された企画提案の内容を反映させ、委託者と受託者の協議の上で決定するものとする。また、本仕様書に記載のない事項であっても、提案において有効と認められた項目については、双方協議の上で業務計画書にて補完し、実施するものとする。

5. 成果目標

(1) 最終的な成果目標

行政が直接的に介在せずとも、中間支援コーディネーターを中心に、地域アクター・サポーター同士が自発的に連携し、新たなプロジェクトや課題解決の取組が持続的に生まれている状態を、3年間を通しての最終的な「成果目標」とする。

6. 成果物【令和8年度】

(1) 着手時

- ①人財プラットフォームの制度化に向けた仕様案
- ②制度化に向けた行動計画案
- ③マッチング実施に向けた事業計画案
- ④主要な地域アクターのリスト、地域アクターの候補者リスト案
- ⑤中間支援コーディネーターの候補者リスト案
- ⑥地域アクターおよびコーディネーター参画のメリットに関する計画案
- ⑦地域アクターのプロジェクトを結びつけた事業プログラム案
- ⑧交流会等企画案

(2) 委託業務完了時

- ①人財プラットフォーム支援実施報告書
- ②地域アクター発掘・中間支援コーディネーター支援実施報告書
- ③若者人財育成支援モデル事業実施報告書
- ④自走化計画書（2年目・3年目の詳細アクションプランおよび収支モデル）
- ⑤チラシ（若者人財育成支援モデル事業）A4サイズ2,000部程度

⑥事業成果をまとめた動画の作成：1本

7. 属人化の防止と運営の標準化

(1) 運営マニュアルの作成

受託者は、コーディネーターの活動プロセス、地域アクターとの信頼関係構築手法、トラブル対応事例、イベント運営ノウハウ等を誰でも再現可能なマニュアルとして整備・更新すること。

(2) 組織的な属人化の防止

受託者は、2年目以降を想定し、個人の経験則に依存しない「組織」としての引継体制を構築すること。

8. 業務体制

①市では、関係機関との直接的・対人的な「コミュニケーション」を重視しており、本業務の効果を最大限に発揮するため、市との担当者や窓口等を明確化し、組織的な対応や連携が可能な「基盤体制の構築」を行うこと。

②受託者は、業務全体の詳細を記した業務計画書を作成すること。

③体制を変更する必要がある場合には、事前に変更内容を記載した書面をもって市に報告すること。なお、担当者の変更が生ずる場合には、業務に支障をきたさないよう配慮すること。

9. 進捗管理および定期報告

(1) 月次報告会

毎月1回、定例会議を開催する。信頼構築や進捗管理のため、必要に応じて中間支援コーディネーター候補者等も同席するものとする。

①モニタリング項目

- ・地域アクターや地域サポーターとの定性的な関係構築状況。
- ・中間支援コーディネーター候補者等が直面する課題と解決策のフィードバック。
- ・登録者の活用状況およびネットワーク形成の定量的・定性的進捗。

(2) 評価会議

市は必要があると認めるときは受託者に対して業務の履行状況その他必要な事項について評価会議等にて報告を求めることができる。

10. 再委託について

再委託は原則認めない。ただし、本業務の自走化に向けた収支モデル（協賛金、寄附、事業収入等）の構築過程において、地域における多様な主体（産・官・学・金・労・言・

士等)との連携を深めるにあたり特定の事業者や団体の協力が不可欠であると市が認めた場合はこの限りでない。

11. 提出書類【令和8年度】

- ①着手届
- ②主任者（総括責任者）通知書・経歴書
- ③担当者（市および地域アクター・地域サポーターの窓口となる担当者）通知書・経歴書
- ④業務工程表
- ⑤業務計画書
- ⑥打合せ記録簿
- ⑦完了届
- ⑧その他市が指示するもの

12. 個人情報の保護

別紙「個人情報取扱特記事項」のとおりとする。受託者は本業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱について、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。業務委託終了後も同様とする。

13. 制作物に関する著作権等

- ①受託者が作成した画像および事業者取材等で撮影した写真データ、本業務で作成したシステムやコンテンツ、記録写真の財産権、利用権、著作権は全て市に帰属するものとし、市はこれを改編して使用することができるものとする。
- ②受託者は、市に対して著作人格権を行使しないこと。
- ③受託者が、その著作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、受託者が著作者の承諾を得て利用することとし、併せて市へ報告すること。
- ④本業務を実施するにあたり、他からの無断転載等著作権の侵害となるような行為をしないこと。

14. 業務継続が困難となった場合の措置について

契約期間中、受託者による業務継続が困難となった場合の措置は次のとおりとする。

- ①受託者の責めに帰すべき事由により業務継続が困難となった場合、市は本業務の実績や進捗を検証し、目的達成の見込みがないと判断したときは契約を解除することができる。この場合、受託者は市に生じた損害を賠償し、市又は次期受託者が円滑に業務を遂行できるよう十分な引継ぎを行うものとする。

②災害等（地震、風水害、感染症の蔓延等）の不可抗力により業務継続が困難となった場合、市および受託者は協議の上、業務継続の可否を決定する。一定期間内に協議が整わない場合は、書面による通知をもって契約を解除できるものとする。契約解除の際は、受託者は円滑な引継ぎに協力し、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

15. 損害賠償

本業務の実施に当たって発生した損害（第三者に与えた損害を含む）について、賠償の責任を負うこと。ただし、その損害のうち、地域住民や地域まちづくり協議会、地域事業者、市民活動団体その他の第三者の責めに帰する事由により生じたもの（受託者の管理上の過失が認められる場合を除く）は、この限りではない。